

平成 19 年 度

豊島区財政健全化審査意見書

豊島区監査委員

20豊監収第11号
平成20年9月8日

豊島区長 高野之夫様

豊島区監査委員	山	木	仁
豊島区監査委員	寺	澤	隼人
豊島区監査委員	鳴	川	智久
豊島区監査委員	中	田	兵衛

平成19年度 豊島区財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づいて審査に付された、平成19年度豊島区財政健全化判断比率について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

目 次

第 1	審査の対象	1 頁
第 2	審査の期間	1 頁
第 3	審査の方法	1 頁
第 4	審査の結果	1 頁
第 5	審査意見	2 頁
(1)	総括意見	2 頁
(2)	個別意見	3 頁
(3)	是正改善を要する事項	3 頁

平成19年度 豊島区財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第2条第1項第1号から同条同項第4号の規定に定める健全化判断比率について、同法第3条第1項の規定に基づいて区長より審査に付された次の健全化判断比率である。

平成19年度実質赤字比率
平成19年度連結実質赤字比率
平成19年度実質公債費比率
平成19年度将来負担比率

（関係書類）

平成19年度決算健全化判断比率等算定様式
平成19年度決算算定基礎資料

第2 審査の期間

- (1) 平成20年8月1日から8月20日まで事務局による審査を実施した。
- (2) 平成20年8月21日に監査委員による審査を実施した。

第3 審査の方法

健全化判断比率審査は、区長から財政健全化法第3条第1項の規定に基づき提出された平成19年度決算健全化判断比率等算定様式及び同年度決算算定基礎資料について、記載された健全化判断比率が関係法令等の規定に基づき適正に算定されているか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が各会計歳入歳出決算書及び統計数値等に基づき適正に作成されているかを主眼として実施した。

この健全化判断比率審査にあたっては、健全化判断比率の算定の検証及び算定基礎資料の内容確認並びに関係部課から事情聴取等、必要な審査手続きをもって実施した。

第4 審査の結果

(1) 健全化判断比率について

審査に付された平成19年度決算健全化判断比率等算定様式については、平成19年度決算算定基礎資料等と照合した結果、表示された計数に誤りがなく、かつ健全化判断比率が関係法令等に基づき適正に算定されていることが認められた。

また、様式について、関係法令等に準拠し、適正に作成されていることを確認した。

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類について

平成19年度健全化判断比率の算定基礎資料については、各会計歳入歳出決算書及び統計数値等の関係書類等により、適正に作成されていることが認められた。

(3) 平成19年度健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		11.25	20.00
連結実質赤字比率		16.25	40.00
実質公債費比率	10.0	25.0	35.0
将来負担比率	8.9	350.0	

注1 は、実質収支が黒字のため「 」と表記した。

注2 基準比率は法令の定めによる。

第5 審査意見

(1) 総括意見

平成19年度健全化判断比率については、平成19年度決算における一般会計に従前居住者対策会計を加えた実質的な収支である実質赤字比率及び一般会計に全ての特別会計を加えた連結実質赤字比率がいずれも実質収支額が黒字であるため、当該赤字比率の値はなし(表記は「 」)となった。

また、義務的に支出しなければならない公債費や公債費に準じた経費等の負担を示す実質公債費比率及び特別区債、公債に準ずる債務負担行為及び退職手当負担等の将来の財政負担を示す将来負担比率はいずれも法令の早期健全化基準を大きく下回っている。

これらのことから判断して、本区の財政は健全な状況にあると認められる。

なお、本年度から施行された財政健全化法に基づく健全化判断比率については、本区財政の健全化の重要な指標として、他の地方自治体、特に特別区の中での比較や、今後の景気動向等による歳入環境の変化や区民需要及び施設改修等による財政需要の動向等による変動を勘案しながら有効に活用することで、より一層の健全で安定した財政運営の実現に向けて、必要な行財政改革を進められたい。

また、今後、区長は、健全化判断比率について、法に基づき毎年度、

公表を義務付けられることになるが、本年度が初めての公表となることから、公表にあたっては、財政健全化法の趣旨及び健全化判断比率の意義や当該比率による財政状況の評価等が区民に十分理解され、区民が区の財政運営の良否を判断できる指標となるよう、わかりやすい広報に努められたい。

(2) 個別意見

実質赤字比率について

平成19年度の実質赤字比率は、一般会計に従前居住者対策会計を加えた実質収支額が3,189,220千円の黒字であるため、当該赤字比率の値はなし(表記は「 」)となる。早期健全化基準の11.25%と比較すると、これを大きく下回っており、適正な水準である。

連結実質赤字比率について

平成19年度の連結実質赤字比率は、一般会計及び全ての特別会計の実質収支の合計額が6,226,499千円の黒字であるため、当該比率の値はなし(表記は「 」)となる。早期健全化基準の16.25%と比較すると、これを大きく下回っており、適正な水準である。

実質公債費比率について

平成19年度の実質公債費比率(平成17・18・19年度の3年間平均)は、10.0%である。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、概ね適正な水準にある。

なお、このように法令による基準を下回ってはいるものの、今後公表される特別区の中での比較等を踏まえて、さらに比率の改善に努められたい。

将来負担比率について

平成19年度の将来負担比率は、将来負担額と充当可能財源等額との差額(実質的な将来負担額)が5,836,653千円で、標準財政規模を基本とする額に対する割合が8.9%となる。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っており、適正な水準にある。

なお、このように法令による基準を下回ってはいるものの、今後公表される特別区の中での比較等を踏まえて、さらに比率の改善に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。